

森業アワード

実施要領

1 趣旨

山村地域は、人口減少や高齢化の進行、存続が危ぶまれる集落の拡大など、構造的な問題を抱えており、集落機能の維持は、森林の適正な管理や林業生産活動の継続にとっても重要な課題となっている。一方、都市部への人口の集中により、人と自然との関わりが薄れ、メンタル不調の増加等、目に見えない形での社会的コストの増大の要因にもなっている。

このような中、人々の暮らし方・働き方の変化や価値観の変化を背景に、都市部住民が二地域居住等により継続的に森林に関わろうとする動きがみられる。加えて、都市部の企業の中には、森林空間を活用した研修を人的資本経営やウェルビーイングに役立てる取組が広がりつつあるほか、ネット・ゼロ戦略やネイチャーポジティブ戦略を掲げ、森林づくり活動や森林由来J-クレジットの継続的な調達をサステナビリティ経営の一環として取り組む事例が拡大している。こうした人と自然との関係の再構築や都市と山村地域との新たな関係構築という新たな潮流は、現場の創意工夫や柔軟な発想により、森林空間が持つ癒し効果や森林が提供する生態系サービスを活用とした新たなビジネス機会を創出するとともに、森林を所有する者にとって、その現代的な意義や価値を生み出す可能性を与えるものである。

本来、経営資源として森林を活用する方法は林業生産活動にとどまるものではない。例えば森林浴や森林セラピー[®]、トレイルライド、フォレストアドベンチャー[®]等の森林空間利用は、単なるレクリエーション機会の提供だけでなく、メンタルヘルスの維持向上や免疫機能の改善等の効果が得られる結果、社会全体の生産性向上や活力維持にも資する。森林環境教育、自然との触れ合いを通じた情操教育は次世代の健全な育成につながるほか、企業研修、チームビルディングのフィールドとしての森林空間利用は、企業における離職率の低下等にもつながる効果が報告されている。林業活動のフィールドを都市住民向けの自然体験フィールドとして提供することは、モノ消費からコト消費へのトレンドの中で観光収入を得る機会にもなり、林業経営基盤の強化にも役立つ。アロマ（精油）、樹液、枝葉、切株など未利用資源を活用したニッチな商品開発により山村が特定の消費者と結びつき、BtoBを基本とする林業にはみられない形でのビジネスの可能性が広がる。J-クレジット制度を活用することにより、森林による炭素の固定という外部経済をマネタイズ的手段に活かすことが可能となる。「地方みらい共創戦略」（令和7年5月農林水産省策定）によって打ち出された「森業」の今後の可能性を展望すると、上記で例示したような、「林業産出額（※）」には計上されないあらゆる活動を包含し得るものであり、森林の多面的機能の発揮、収入源の多角化を通じた森林経営基盤の強化、関係人口の創出・拡大を通じた山村における経済的付加価値の創出など、様々な波及効果も期待される。

森業アワードは、森業に取り組む企業や自治体、NPO等（以下「企業等」という。）の顕彰と発信を通じて、森業に対する国民の理解を深めるとともに、さらなる森業の取組拡大につながることを目的とするものである。

※ 林業産出額：林業生産活動により生産される林産物であり、木材生産（針葉樹、広葉樹、竹材）、栽培きのこ類生産、薪炭生産、林野副産物採取の4部門から構成。

2 募集内容

「1 趣旨」に記載した森業のコンセプトに即した取組（森業）を広く募集する。

3 応募資格

応募者は、以下のいずれかの者とする。

- ・ 法人
- ・ 団体（当該団体の代表者が当該団体の規約に基づき選出されている場合に限る。）
- ・ 個人（未成年者にあつては、その法定代理人の同意を得ている場合に限る。）
- ・ 地方公共団体

応募に当たっては、フィールドとして活用する森林の所有者又は管理者、森業の取組を実施する主体（サービス提供者）、森業の取組に参加する者（サービス利用者）は、単独で又は共同で応募できる。単独で応募する場合、関係する主体と予め調整を行っておくことが望ましい。

また、応募者について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団若しくは個人、及びこれらに準じる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）、又は資金等の供給や便宜の供与等を通じて反社会的勢力等の維持、運営、経営に協力若しくは関与する等、反社会的勢力との何らかの交流、関与を行っているとして林野庁が判断した場合、応募はできない。

4 応募方法

- （1）応募者は、林野庁の「森業ポータル」に掲載された応募様式に必要事項を記載するとともに、活動内容が確認できる写真等を添付し、応募フォームから応募者登録を行うものとする。なお、応募様式等に不備等が確認された場合は受理しない。
- （2）応募様式等の提出期間は、令和8年7月7日（火）から令和8年8月28日（金）17時までとする。

5 森業アワードの審査・受賞者の決定

- （1）各賞の選定を適正かつ円滑に実施するため、「森業アワード審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- （2）審査委員会の委員は、以下のとおりとする。
 - 皆川 芳嗣 （一社）日本農福連携協会会長理事
 - 長野 麻子 （株）モリアゲ代表
 - 富永 美樹 フリーアナウンサー
 - 指出 一正 （一社）日本関係人口協会代表理事、（株）ソトコト代表取締役 『ソトコト』編集長
 - 小林 道和 （株）竹中工務店経営企画室サステナビリティ推進部シニアチーフエキスパート

- (3) 審査委員会は、応募様式等に記載された内容によって審査を実施し、6に定める各賞について受賞者を選定する。
- (4) 審査委員会の内容は非公開とする。
- (5) その他、審査委員会の運営に関して必要な事項は、審査委員長が定めるものとする。

6 審査方法

審査委員会において、「7 審査項目」に掲げる事項を総合的に評価し、各賞の選定を行う。

- (1) グランプリ（農林水産大臣賞）
森業の取組と地域への波及効果等について、最も優れたものを1件選定。
- (2) 準グランプリ（林野庁長官賞）
森業の取組と地域への波及効果等について、優れたものを応募総数の1割以内で選定。

7 審査項目

応募者の提出資料により、主に以下の①～⑤の項目について総合的に審査を行う。

- ① 森業に取り組む目的・意義
- ② 異業種との連携
- ③ 森林の価値向上
- ④ 地域の価値創造
- ⑤ 持続可能な社会への貢献

8 選定結果の公表及び通知

各賞の選定結果については、林野庁ウェブサイトにおいて公表するとともに、各受賞者に対し、受賞の通知を行う。

9 グリーンパートナーの登録・公表

- (1) 応募様式等が受理された応募者については、受賞の有無を問わず、森業を通じた山村振興や適切な森林整備等に貢献する「グリーンパートナー」として登録し、林野庁ウェブサイトにおいて企業等名を公表する。
- (2) グリーンパートナーとして公表された企業等は、「グリーンパートナーマーク」を使用できるものとする。

10 注意事項

- (1) 応募者から提出された応募様式等に記載された情報については、予め応募者の許諾を得た上で、林野庁が二次利用することができることとする。
- (2) 以下の場合、応募、表彰及びグリーンパートナーの登録を取り消す場合がある。

- ① 応募に当たり虚偽の申請を行った場合
- ② 実施要領、法令及び公序良俗に反した場合
- ③ その他林野庁が妥当と判断した場合

11 応募先

森業アワード事務局（林野庁森林整備部森林利用課内）

森業ポータルURL：https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/morigyo.html